



今夏、40℃超えにしなければよいが地球温暖化はどこかでくい止めねば、とみんなが思っている。なんせ風雨もただごとではない。農作物にも異変が起きている。小さな努力を積み上げていくことを心がけよう。

相続ロスは計り知れない

相続のあらゆる相談に応じている。相続のポイントは財産の分割にある。

相続人の納得が得られず相続が完結しない場合が少なくない

原因は兄弟のちょっとした財産分けへの不満が根っこにあり、残念なことに長い時間が必要になってしまう。調停や裁判まで行ってしまう場合もある。もちろんお金もかかる。精神的負担も重なる。

時間とお金を使うことは当然として、無視できないことはこの争いは相続（法律ではないが）するということである。

「兄弟姉妹の仲は良く（相続メリット）」

法事もままならないところまで状態悪化だと子、孫・・・つまり末代まで分裂が続く・・・このロスはお金では代え難い。

いろいろな事情が存することはわからぬではないが、失うものが計り知れない。

どこかで多少不本意ながら同意するのも結果賢明な選択となるケースもある。

では遺言書があれば・・・となるが、遺言書が必ず必要なケースとしては、先妻との子がいる場合や複雑な相続が予想される時は準備しておいてほしい。

そう、生前に「亡き後こうしてほしい」との話も結構スムーズな相続につながる。

「普段からこう言ってたわね、お父さん」仲のよい兄弟はつながっていく。

配偶者の今後の生活（居所の確保など）当座の生活費の預金引き出しなど 民法の改正も7月に施行される。温か味ある改正である。

設備投資に関する税制措置と補助金

1. 中小企業の積極的な設備投資を後押しし、「生産性革命」の実現を図るための税制措置

設備投資に関する税制は、法令によって以下のA～Dのとおり支援措置が異なりますが、いずれも令和2年度末まで適用期限が延長・強化されております。

設備の種類 (価格)	ソフトウェア 70万円以上	機械装置 160万円以上	工具器具備品 30万円以上	建物付属設備 60万円以上
支援措置	A 即時償却又は税額控除 10%			
	B 30%特別償却又は税額控除			
			C 30%特別償却又は税額控除 7%	
	D 固定資産税が3年間 ゼロ～1/2			

A 中小企業経営強化税制（生産性向上設備と収益力強化設備）

B 中小企業投資促進税制

C 商業・サービス業活性化税制

D 生産性向上特別措置法

利益がでてる場合A～Cは節税
効果ありで、Dは固定資産税が
だいたい1.4%だから…



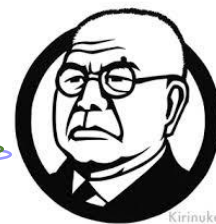
★手続き

A 原則として、経営革新等認定支援機関とともに作成する**経営力向上計画**の認定後に取得する必要があります（幣事務所も認定支援機関です）。

D 購入前に、「**先端設備等導入計画**」の認定を受けてから、取得することが要件となります（固定資産税ゼロの場合は必ず）。

2. 省エネのための投資促進のための補助金 来年1月納品分まで

工場などの空調、ヒートポンプ、大型給湯器、冷凍礼装設備、モータなどが対象



	工場・事業場単位	設備単位
申請要件	電力消費量を10%減など	
補助率	1/3～1/2（中小企業）	1/3（中小企業）
限度額	下限100万円上限15億円	下限30万円上限3,000万円

3. IT導入補助金

バックオフィス効率化のためのITツール導入

対象：ソフトウェア費、導入関連費

補助金：分類により40～150万円、
または150～450万円の1/2

4月号「バックオフィス業務がIT効率化!!」



その他の補助金については、「J-Net21」または「ミラサポ」補助金・助成金ヘッドラインなどで検索すると出てきます。

所得拡大促進税制の拡充

従業員の給与を一定額増加させた場合に、法人税の税額控除を受けられる制度は以前からありましたが、今年度から、増加基準が明確となり税額控除額が拡充されました。

制度の概要（H30.4.1～H33.3.31までに開始される事業年度が対象）

【通常】

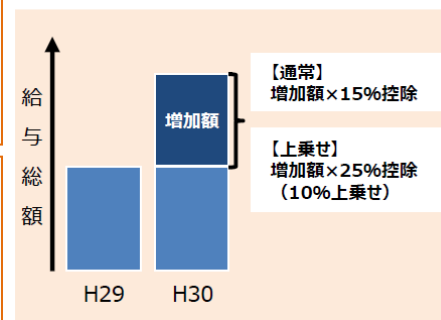
継続雇用者給与等支給額^{※1}が前年度比で1.5%以上増加した場合

➔ 給与総額^{※2}の前年度からの増加額の**15%を税額控除**。

【上乗せ】

継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加し、かつ、一定の要件^{※3}を満たす場合

➔ 給与総額の前年度からの増加額の**25%を税額控除**。



※給与等支給額が前年度より増加していることが前提となります。

※通常・上乗せいずれの場合においても、税額控除額は法人税額の20%が上限。

※1 継続雇用者給与等支給額とは、

前年度と当年度のまる2年継続して勤務している従業員（雇用保険に加入しないアルバイトと役員等は除く）の年間給与総額

※2 税額控除額の計算に使う給与総額は、役員等以外の全従業員（アルバイトも含む）の給与総額。

※3 一定の要件とは、教育訓練費が前年度比10%以上増加していること等。



勤続10年と5年を迎えることができました。

日本の中小企業を全力で応援いたします！

今後ともご指導ご鞭撻のほどを承りますようお願い申し上げます

瀬戸健一 佐藤信介



「40周年記念講演会」のご案内

おかげ様で、宇久田進治税理士事務所は創業40周年を迎えました。これもひとえに皆様方の厚いご支援の賜物と心よりの感謝を申し上げます。つきましては平素よりのご厚恩に感謝し、下記の通り講演会を催したく存じます。参加お申込みは担当者まで（0466-36-0627）

日時 令和元年9月20日(金) 午後3時から午後5時*その後粗宴のご用意がございます

会場 湘南クリスタルホテル（藤沢市南藤沢14-1）

講師 鎌田 修広 氏（株式会社タフ・ジャパン 代表取締役）

さわやか土曜塾

日時：2019年7月13日(土) 10:00～11:30

場所：辻堂市民図書館 2階会議室(藤沢市辻堂2-15-8)



こんにちは、関東地方は梅雨になりましたね。農作物にとっては夏に向け沢山の果実を実らせる為のエネルギーを蓄える時期です。防災士の志村です。しかし、人間にとっては、洪水や土砂崩れなど自然災害が発生しやすい時期です。特に梅雨末期に豪雨に見舞われますので、地震と同じように注意が必要です。早めの避難を心がけて、減災しましょう。今回は、地震の避難準備品のお話です。前回、大地震の為に用意して欲しいものを列挙しました。何と言っても、水の確保が最も重要です。そして、忘れがちなのが簡易式トイレの準備です。人は、生きていく為には、食物の摂取が必要です。すると排泄も必要になります。家屋が無事なら普段から使用しているトイレも使えるのでは？と思えますが、実はトイレの外観が無事でも、地中の配管が壊れている可能性が非常に高いのです。壊れている配管に水を流すとあっという間に逆流が起こり、家のあちこちにある排水口から下水が溢れ出す恐れがあります。又は、地中の壊れた配管から下水が上水道に侵入し水道水が汚染されてしまいます。除染には手間がかかり人手不足の状況では大打撃です。その為にも、排水管が無事である事が確認出来るまでは、しばらく家のトイレは使用せずに簡易式トイレの使用が必要になります。是非、簡易式トイレの準備もして下さい。 それでは食中毒にも気を付けて！ありがとうございました。



*** **

スマホ写真 次に見る？



バシャバシャ、カチャカチャ撮りまくり 便利になったもので 取りあえず撮っておこう。大切な写真、あれ保管整理はどうなっているのかな？ 便利は極めて便利この上ないのだが・・・。

これ大量生産、大量廃棄に通じていやしないか。今、いろいろ廃棄ロスが問題になっている。「モノを大切に使い、モノを大事にする」は何をおいても根本精神だろう。いつの時代になっても・・・

まず1か月に1日「不便利の日」を設けてみたら。

*** **

表紙写真説明（藤沢市遠藤地区のあじさいまつり）

慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス南部を流れる小出川の兩岸、えびす橋から大黒橋までの約500メートルには、約500株のアジサイが植栽されています。

1999年（平成11年）に不法投棄が絶えなかった小出川上流をきれいにしようと「遠藤あじさいの会」が結成されました。

植えられているアジサイは、住民がオーナーとなって水やりを行っているそうです。アジサイの根元にはオーナーの名前が書かれた札が立てられています。（表紙写真撮影 C.S.）



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロー

〒251-0042 藤沢市辻堂新町1-1-2 クロスポイント湘南6F

TEL 0466 (36) 0627

FAX 0466 (33) 4892

URL : <http://www.ukuta.net/>

** 編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております **

お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせください。

(e-mail : k-shimura@ukuta.net 又は上記 FAX で)